

## 特約店への登録申請について【概要書面】(概要書面番号:T2308)

この書面をよくお読みください

1. 紹介者(代理店・特約店)より本書を受け取り、本書内容の十分な説明を受け、内容を十分に理解、納得した上で申請者自らが必要事項をご記入し、登録手続きを行ってください。
2. 手続きは、特約店登録申請書(本書に記載された概要書面番号および必要事項を記入の上)、組織図、ご本人確認書類(公的機関の発行する証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票など)の写し)を指定のファックスへ送信、もしくは郵送、またはルーベン化粧品メンバーサイトにて、スマートフォン等にて撮影した写真をアップロードし、行ってください。郵送にて手続きいただいた場合は、ルーベン化粧品にて受付後、登録申請書の原本を返送します。原本は、大切に保管してください。なお、登録申請者の年齢が満 75 歳以上の場合は、「判断力不十分に乘じた契約の禁止・適合性の原則」の内容にそった申請が必須となります。
3. 特約店の登録は、登録申請書が当社に到着してから 3 営業日以内、に登録いたします。ただし、登録申請書に記入漏れ等がある場合は、都合上登録が遅れる場合がございます。
4. 月末の登録申請受付は最終営業日の 17:00 までとします。
5. 特約店登録申請に際しては、所定の事前審査を行います。事前審査は、申請内容等を総合的に勘案し、ルーベン化粧品の判断によって最終的に決定します。審査の結果、ご希望に副えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### ■特約店の資格について(資格要件)

特約店になるためには、次の要件を満たさなければなりません。

1. 日本国内に居住している
2. 満 20 歳以上である
3. 学生ではない
4. 配偶者、内縁配偶者等のパートナーが特約店登録をしていない
5. 公務員法等の関連法令や就労上の規定を遵守した上で申請している
6. 現在および過去において、反社会的勢力等との関係を有していない
7. ルーベン化粧品が定める購入・購買実績、ルーベンメンバー(RM)の紹介・実績が基準に達している

### ■特約店登録に必要な条件・実績について

特約店登録には、次の条件と実績が必要になります。

1. 申請者がルーベンメンバー(RM)の登録をしている。
2. 申請者を含むグループ(申請者が紹介したルーベンメンバー(RM))全体で、単月(1ヶ月)にて、定価 300,000 円以上の購入・購買がある。但し、同月内において申請者がルーベンメンバー(RM)登録した場合は、翌月末まで期限を延長する。
3. ルーベンメンバー(RM)を 2 名以上、直接紹介している。
4. ルーベン化粧品に、特約店登録申請書(本書に記載された概要書面番号および必要事項を記入の上)、組織図、ご本人確認書類(公的機関の発行する証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票など)の写し)を提出している。

### ■特約店の特典について

特約店には以下の特典があります。

- ・特約店価格を適用します
- ・申請者が育成、紹介したお客様・ルーベンメンバー(RM)にルーベン化粧品を販売できる権利を獲得し、小売差益を得られます
- ・仕入実績、育成実績に合わせた特約店ボーナス制度があります
- ・特約店現品サンプル制度の対象となります

### ■特定負担について

特約店登録時には、前項の「特約店登録に必要な条件・実績について」、次項の「特定利益(特約店ボーナス制度)」で定められた各取得条件を満たす際、製品の購入が必要になることがあります。製品購入に要する費用は、特定商取引に関する法律(特商法)第 33 条に規定する「特定負担」に相当します。ルーベン化粧品では、定期的に徴収する会費等の制度は設けておらず、これ以外の特定負担は生じることはありません。また、特約店登録後の製品購入は必須ではないため、製品購入を強要することはありません。

### ■特定利益(特約店ボーナス制度)について

ルーベン化粧品では、特約店ボーナス制度で定められた各取得条件を満たすことで、以下の特約店ボーナスを受け取ることができます。なお、小売差益(最終消費者に対する小売販売の差益)は特定商取引に関する法律(特商法)第 33 条に規定する「特定利益」に含まれません。

#### 1. 仕入実績手数料

過去 3 ヶ月間に 1 回の仕入(定価 20 万以上)もしくは、特約店育成があれば、仕入商品の定価に対し、3%の仕入実績手数料(税込)が代理店より支払われます。

#### 2. 育成指導手数料

過去 3 ヶ月間に 1 回の仕入(定価 20 万以上)もしくは、特約店育成があれば、傘下の育成特約店の仕入商品の定価に対し、以下の育成指導手数料(税込)が代理店より支払われます。

- ・ 1 次特約店:3%
- ・ 2 次特約店:2%
- ・ 3 次特約店:1%

#### 3. 支払い期限

特約店ボーナスは月末締めとし、翌月末までに代理店よりお受け取りください。

#### 4. 返品・返金・解約時のボーナス額の調整

特約店ボーナスをお受け取り後に返品・返金・解約が発生した場合、該当月に生じたボーナス額を調整させていただきます。予めご了承ください。

### ■ルーベンメンバー(RM)に支払う手数料について

特約店が育成したルーベンメンバー(RM)が、新たにルーベンメンバー(RM)を育成した場合、メンバー登録時に購入した初回製品(定価 60,000 円(税別)以上)購入額(定価)の 10%を紹介手数料として支払わなければなりません。紹介手数料が発生する場合は、ルーベン化粧品から紹介手数料明細書が発行されますので、代理店より受け取りください。なお、紹介手数料は月末締め、翌月末までにお支払いください。

### ■クーリング・オフ制度について(販売者の対応)

未使用商品(販売員がお客様に商品を使用・消費させた場合も含みます。)に限り、購入者が引き取りをご希望の場合はハガキ等、書面又は電磁的記録(電子メール等)にて、発信した場合、書面をお渡した日を起算日として、20 日以内のご発信に限り、解約し、速やかに領収金額を返金しなければなりません。商品引き取りに要する費用も負担します。また、損害賠償金、違約金、その他いかなる名目の金員も請求してはいけません。なお、クーリング・オフの妨害があった場合はクーリング・オフ期間の延長規定が適用されます。

### ■退会・登録解除について

特約店は、理由の如何を問わず、いつでも特約店登録を解除することができます。この場合は、ルーベン化粧品所定の手続きに従ってルーベン化粧品に通知しなければなりません。なお、登録解除に伴う費用が請求されることはありません。退会に際しては、所定の申請書<退会届>を提出してください。

### ■再登録・二重登録について

ご自身の意思により特約店登録を解除した場合、特約店への再登録はできませんが、登録解除から 6 ヶ月以上経過した方は、ルーベンメンバー(RM)へ再登録ができます。ただし、過去にルーベン化粧品から解約措置及び除名処分を受けた方、クーリング・オフをした方、返品を伴う中途解約をした方は再

登録することができません。また、特約店の重複登録はできません。二重登録が発覚した際は、後に登録した特約店登録を直ちに無効とします。

## ■遵守事項

### 1. 氏名等の明示義務

勧誘(自宅・会合等)に先立って、次の事項をメンバー候補者に伝えなければなりません。

- メンバーの氏名(戸籍上の氏名または登記上の商号・名称)。
- ルーベン化粧品メンバーであること及びルーベン化粧品の販売形態(訪問販売取引・連鎖販売取引)
- 化粧品等を購入して行う愛用メンバーの勧誘が目的であること。

### 2. 書面の交付

ルーベン化粧品における愛用メンバーおよびビジネス活動への勧誘を行う場合は、相手の方に必ず概要書面(ルーベンメンバー・特約店)を、事前に交付して、内容についての説明をしなければなりません。

### 3. 重要事項の不告知

次の重要事項を正確に十分説明しなければなりません。

- ルーベン化粧品の種類・性能・品質等
- 特定利益(各種手素材・条件・計算方法等)
- 特定負担(製品購入代金)
- 契約解除(クーリング・オフ)の条件
- その他、メンバー候補者の判断に影響を及ぼすおそれとなる重要事項

### 4. 契約書等に虚偽を記載させる行為

契約の締結等をするに際し、契約書および申請書等に年齢・職業など信用能力に関する事項その他について、事実でないことを記載させることは特商法により禁止されています。契約書には事実を記載しなくてはなりません。

### 5. 不実の告知

1) 勧誘に際して、または、メンバー登録契約の解除(クーリング・オフ)を妨害するために、これらの全部または一部を隠したり、事実でないことを告げたり、誤解を与えるような表現を用いた説明をしないでください。

2) 製品を説明する際に、化粧品や医薬部外品の効能効果の範囲を超えて誤解させるような効果・効能の説明を行うこと、そのような暗示を与えるようなことをしてはなりません。また、他社製品の誹謗中傷と捉え得るような説明やルーベン化粧品の優位性や安全性のみを伝える説明は、薬機法、景品表示法、特商法等の各法律の規定に違反する行為となります。

### 5. 威迫・困惑

勧誘に際して、または、メンバー登録契約の解除(クーリング・オフ)を妨害するために、相手の方を脅迫したり、脅迫に至らないまでも不安を生じさせたり、戸惑わせたりすることも特商法により禁止されています。

### 6. 目的を告げない勧誘について

ルーベン化粧品におけるビジネス活動への勧誘が目的であることを告げずに、相手の方を自宅や会場等でのミーティング、セミナー等、公衆の出入りする場所以外の場所に呼び出して勧誘することは、特商法によって禁止されています。

### 7. 迷惑を覚えさせる行為

契約を締結しない、または勧誘の説明を聞きたくない意思表示している相手の方に対して、無理に勧誘を続けてはなりません。これらの行為を続けることは、「迷惑を覚えさせる行為」として、特商法により禁止されています。

### 8. 断定的判断を提供した勧誘

ルーベン化粧品の収入例等を説明する際に、「必ず儲かる、誰でも簡単に収入が入る」等、相手の方が利益を得ることが確実であると誤解するような断定的な表現を用いて説明することは特商法により禁止されています。

### 9. 判断力不十分に乘じた契約の禁止・適合性の原則

相手の方の知識、経験及び財産の状況に照らして、ビジネス活動や製品の購入が不相当と認められる場合の勧誘や、高齢者や若年層の判断力の不足につけこみ、契約をさせることは特商法により禁止されています。高齢者や若年層への勧誘時の説明には時間をかけ、より丁寧な説明を行い、理解度を細かく確認する必要があります。相手の方の理解度及び判断力に懸念があると感じた場合、それ以上勧誘してはいけません。また、高齢者や若年層の登録は、そのご家族や周りの方にご理解をいただくことも重要です。なお、満75

歳以上の方(「後期高齢者医療制度」においての後期高齢者)のメンバー登録申請は、満75歳未満の三親等以内(未成年、学生は除く)の親族に登録の同意を得ること、同意を得た上での登録申請であることを証明するルーベン化粧品所定の同意書をメンバー登録申請書と同時に提出が必要です。

### 10. 法令遵守

薬機法、景品表示法、健康増進法、特商法等に限らず全ての法令(条例を含む)を必ず遵守しなければなりません。

## ■規約違反の連絡

メンバーが、他のメンバーの法令または本規約の違反を認識した場合は、違反内容、日時、場所、発生回数、関与したメンバー名等を、ルーベン化粧品に情報提供しなければなりません。

## ■ルーベン化粧品が取り扱う化粧品・医薬部外品について

ご使用の際には次の事項についてご注意ください。なお、開封前の使用期限は製造日から3年としています。また、開封後は、中身をとり出し、変な臭いがする、分離している、色が変わっているなどの変化がなければご使用いただいてかまいません。しかし、保管状態が悪く、高温多湿の場所や直射日光のあたる場所に置いてあった場合には、ホコリや雑菌が混入していたり、変質の可能性もあります。原則として、開封後は半年を目安に、早めに使いきることをおすすめします。

●お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。お肌に合わないとき、即ち次のような場合には、ご使用をおやめください。そのまま使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。①使用中、赤み、はれ、かゆみ、刺激、色抜け(白斑等)や黒ずみ等の異常があらわれた場合。②使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合。●傷やはれもの、しっしん等、異常のある部位にはお使いにならないでください。●使用後は必ずしっかりとキャップを閉めてください。●乳幼児の手の届かないところに保管してください。●極端に高温又は低温の場所、直射日光のあたる場所には保管しないでください。

## ■ルーベンメンバー(RM)が取り扱う個人情報について

1) メンバーは、個人情報保護法および、その他個人情報に関する法令、ガイドライン及び本規約を遵守しなければなりません。また、勧誘活動の目的で、次のような行為、その他の手段により個人情報(氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス、製品購入、クレジットカード番号等)の取得等をしてはなりません。

- ・目的を偽ったり、隠したりして、個人情報を取得すること。
- ・法律に違反して個人情報を取得すること及び取得させようとする事。
- ・他人の管理下にある個人情報を取得すること。
- ・人を脅したり、騙したりして個人情報を取得すること。

2) メンバーは、ルーベン化粧品のビジネス活動によって知り得た、他のメンバーの個人情報は、ルーベン化粧品のプライバシーポリシーに則り、取り扱う内容であることを認識しなければなりません。個人情報の漏えい・滅失・不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために、必要で適切な措置を講じなければなりません。万が一事故が起きた場合は、直ちにルーベン化粧品に報告するとともに、協力をしなければなりません。

3) メンバーは、ビジネス活動で取得した個人情報を、ルーベン化粧品のビジネス活動以外の目的で使用してはなりません。また、本人の事前同意を得ずに第三者に提供してはなりません。

## ■ルーベン化粧品 プライバシーポリシー

当社は、業務上取り扱う当社の顧客、取引関係者、従業者などの個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行いたします。なおこの内容に関しては、継続的な見直しを行うとともにその改善・向上に努めることを宣言いたします。

1) 当社は、この宣言を実行するために、個人情報保護計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、当社社員等に周知徹底させて実行し、その改善・

維持に努めます。

- 2) 当社は、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法による取得はいたしません。また取得に際しては、あらかじめその利用目的を書面等により明示するとともに当社のホームページ等により公表します。
- 3) 当社は、個人情報を間接的に取得する場合、当該情報提供者により第三者提供に係る法的な手続き(本人の同意又はオプトアウトの措置)がとられていることの確認をとるよう努めます。
- 4) 個人情報の利用は、個人情報の主体であるご本人に通知するか、当社のホームページに必要な事項を公表した範囲内で、具体的な業務に応じて権限を与えた者のみが業務上必要な限りにおいて行うものとします。
- 5) 当社は、個人情報への不正なアクセス及びその紛失、破壊、改ざん、漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を実施します。
- 6) 当社は、業務を委託するために当社が保有する個人情報を委託先に預託する場合は、当社が定める基準に合致した委託先であるか等を調査し、書面により契約を締結して法令上必要な措置を講じることとします。
- 7) 当社が保有する個人情報を第三者へ提供する場合は、予めその個人情報の主体であるご本人の同意を得るか、又は次の事項について当社のホームページに継続的に表記します。
  - (1) 利用目的に第三者提供が含まれていること
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること
- 8) 当社が保有する個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、あらかじめその個人情報の主体であるご本人に次の事項を通知し、又は当社のホームページに継続的に表記します。
  - (1) 共同利用する旨
  - (2) 共同して利用される個人データの項目
  - (3) 共同して利用する者の範囲
  - (4) 利用する者の利用目的
  - (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
- 9) 当社は、当社が保有する個人情報の主体であるご本人から、自己の情報について開示、訂正、追加又は削除、利用停止又は消去、第三者提供の停止の求めがあったときは、これに遅滞なく対応します。
- 10) 当社では、個人の権利利益の一層の保護を図り、個人情報の保護に関するトラブル等の発生を未然に防止する観点から、次に掲げる種類の内容を含む個人情報に関しては、それを取得する場合に、より厳格な安全管理体制の下で第三者提供は行わない(「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項第1号から4号に相当する場合を除く)措置を実施します。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
  - (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
  - (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
  - (5) 保健医療及び性生活に関する事項

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

ルーベン化粧品株式会社

総務部 個人情報保護担当窓口

TEL:06-6391-5676 FAX:06-6391-8525

E-MAIL:somu@ruben.co.jp

2023年8月 制定